

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月21日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

福井県ドクターヘリ運航業務

(2) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 業務内容

別添「福井県ドクターヘリ運航業務仕様書」のとおり

(4) 履行場所

基地病院：福井市四ツ井2丁目8番1号 福井県立病院

運航圏域：福井県全域および滋賀県湖北地域ならびに岐阜県郡上市（ただし、他県の医療機関および消防機関等からの要請に対しては協議のもとで対応）

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、福井県ドクターヘリ運航業務に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。（この公告の日から提案書提出日までに資格審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。（共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）
- (3) 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。（共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）
- (4) 受審資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）

- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。(共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。)
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。(共同企業体にあつては構成員すべてが該当すること。)
- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 厚生労働省が所管する平成13年4月1日から開始されたドクターヘリ導入促進事業において、過去5年以内に日本国内のいずれかの場所で運航を受託していること。
- (8) 本業務の受託に係る航空法(昭和27年法律第231号)第100条第1項の許可を有している者であること。
- (9) 回転翼航空機による航空運送事業に5年以上(令和5年11月1日現在)の実績を有すること。
- (10) 本業務の実施に必要な専任の人員および機体の確保が出来る者で、本業務の実施に必要な有資格の操縦士、整備士および運航管理者の数と同数以上の雇用をしている者であること。
- (11) 本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められた場合に、代替機体を配備するなど適切な措置を講じて、運航を継続させることができる者であること。
- (12) 過去3年間、国土交通省運輸安全委員会が調査対象とする運航会社の運航する航空機における死亡事故を発生させていないこと。

3 受審資格の認定の申請手続き等

(1) 受審資格の認定の申請手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

ア 提出書類および部数

受審資格認定申請書等 1部

イ 提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

ウ 提出期限

令和5年12月14日（木）17時00分まで（必着）

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局 地域医療課 救急・災害医療グループ

電話 0776-20-0346

オ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

① 交付期間

令和5年11月21日（火）から令和5年12月14日（木）（土、日、祝日を除く）の9時00分から17時00分までとする。

② 交付場所

3（1）エに同じ

なお、福井県ホームページ (<http://www.pref.fukui.lg.jp/>) からダウンロードすることができる。

(2) 受審資格の認定時期

受審資格の認定は、令和5年12月18日（月）までに行う。

(3) 受審資格の認定結果

書面により申請者に通知する。

(4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和5年12月20日（水）17時00分までに、説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた者に対して、令和5年12月25日（月）までに、書面により回答する。

4 質問事項

(1) 受審資格に関する質問事項については、令和5年12月8日（金）12時00分までに電子メールで文書（様式2）を提出すること。

（提出先：iryuu@pref.fukui.lg.jp）

質問に対する回答は、電子メールにより行う。

- (2) 本委託業務に関する質問事項については、令和5年12月22日（金）12時00分までに電子メールで文書（様式3）を提出すること。
（提出先：iryuu@pref.fukui.lg.jp）
質問に対する回答は、電子メールにより、すべての受審資格認定者に対して一斉に行う。

5 企画提案書の提出手続き

- (1) 提出書類および提出部数
①企画提案書 10部
②①の電子データを収録した電子媒体 1部
- (2) 提出方法
持参または配達証明付き郵便によること。
- (3) 提出期限
令和6年1月10日（水）12時00分まで（必着）
なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。
- (4) 提出場所
3（1）エに同じ
- (5) 提出資料の様式等
3（1）オに同じ

6 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知

- (1) 契約先候補者の選定は、提出された企画提案書等を審査委員会において審査し、契約先候補者を選定する。
- (2) 審査方法等は、「福井県ドクターヘリ運航業務プロポーザル実施要領」のとおりとする。
- (3) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- (4) 採用となった企画提案については、協議の上、変更する場合がある。

7 その他

- (1) この公告に係る一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。
- (2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。
- (5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (6) 提案者の選定に当たり、提案書に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。
- (7) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

8 Summary

(1) Subject matter

The Proposals for Helicopter Emergency Medical Service Operation
(Out sourcing)

(2) Deadline for the submission of the proposals

12:00 Midday, January 10th 2024

(3) Contact place for the reply

Regional Medical Services Division, Fukui Prefectural Government
3-17-1,Ohte,Fukui-city,Fukui Prefecture,910-8580,Japan.
TEL 0776-20-0346(Japanese Only)

受審資格認定申請書

令和5年 月 日

福井県知事 杉本 達治 様

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者職氏名 印

電話番号

令和5年11月21日付けで公告のありました福井県ドクターヘリ運航業務に係る企画提案に参加する資格の認定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、福井県ドクターヘリ運航業務に係る企画提案の公告における2「企画提案書を提出できる者の要件」をすべて満たし、添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 申請書類

- ・会社概要書 (様式1-2)
- ・構成員調書 (様式1-3) ※共同事業体で参加する場合に限る。
- ・受審資格要件確認書 (様式1-4、様式1-4-1)
- ・業務履行に関する確約書 (様式1-5)

2 添付書類

- ・会社案内等のパンフレット
- ・納税証明書 (すべての県税) ※写しでも可
- ・納税証明書 (消費税・地方消費税) ※写しでも可

会社概要書

項目	内容
商号または名称	
代表者名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高 (直近3年度分)	
従業員数	
事業概要	

(注1) すべての項目を記入すること。

(注2) 各項目の枠取りについては、記載内容に応じて変更可能とするが、A4版1枚に収めること。

(注3) 会社案内のパンフレットがある場合は、一部添付すること。

福井県ドクターヘリ運航業務受審資格要件確認申請書 構成員調書

構成員	法人名	
	代表者	
	所在地	〒
	電話	

構成員	法人名	
	代表者	
	所在地	〒
	電話	

令和5年 月 日

福井県ドクターヘリ運航業務委託受審資格要件確認書

福井県知事 杉本 達治 様

所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

福井県ドクターヘリ運航業務委託の企画提案に参加するにあたっての資格要件については、下記のとおりであることを確約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 企画提案参加資格要件確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福井県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 過去3年間に、国土交通省運輸安全委員会が調査対象とする運航会社の運航する航空機における死亡事故を発生させていないこと。（別添資料「事故歴」のとおり）
- 4 本業務の受託に係る航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を有していること。（別添「許可書写し」のとおり）
- 5 航空運送事業の5年以上の実績を有すること。
（別添資料「航空運送事業の実績」のとおり）
- 6 本業務の実施に必要な専任の人員および機体の確保ができる者で、本業務の実施に必要な有資格操縦士、有資格整備士および運航管理担当者と同数以上の有資格操縦士、有資格整備士および運航管理担当者を雇用していること。
- 7 本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められる場合に、速やかに代替機体を配備するなどの適切な措置を講じて、運航を継続することが可能であること。
（別添資料「ドクターヘリの保有機数」のとおり）
- 8 過去5年以内にドクターヘリ運航業務の契約の実績があること。
（別添資料「運航業務受託等の状況」のとおり）

別添資料 ※本様式に準じ、適宜追加・修正すること。

(様式1-4-1)

1 事故歴（過去3年間）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事故発生件数	件	件	件
上記のうち第三者および搭乗者の死亡	件	件	件

※発生件数は、ドクターヘリ事業における事故を記載すること。

2 航空運送事業の実績（5年以上）

契約先	事業開始年月	営業種目	運航圏域等	使用機種	R5年度飛行回数等
【事業概要】					

3 ドクターヘリ運航従事者の雇用状況（R5.11.1現在）

区分	人数
操縦士	人
整備士	人
運航管理担当者	人

4 ドクターヘリの保有機数（R5.11.1現在）

機種	製造者	機数	現在の用途	専用機・代替機としての運用の可否等
		機		（専用機として新規調達する場合は、その旨記載すること。）
		機		

※医療資機材を搭載してドクターヘリとして使用できる機体の総数を記載すること。

※機種ごとに機数を記載すること。

5 ドクターヘリ運航業務受託等の状況

契約先	運航開始年月日	運航圏域	機種	備考 (事業内容等)

※過去5年の、ドクターヘリ運航業務の契約の実績について記載すること。

※契約書の写しを添付すること。

(様式1-5)

令和 年 月 日

業務履行に関する確約書

福井県知事 杉本 達治 様

所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

福井県ドクターヘリ運航業務委託について、下記のとおり履行可能であることを確約します。

記

- 1 本業務委託を履行するために必要な資格、許認可等が、業務実施前に所管の監督官庁から取得可能であること。
- 2 仕様書に定められた事項と同等またはそれ以上の内容で業務を履行すること。
- 3 契約書に定められた事項および関係法令を遵守すること。

(様式2)

令和 年 月 日

福井県ドクターヘリ運航業務委託に係る
受審資格に関する質問書

商号または名称
代表者
電話番号
担当者名

番 号	質 問 事 項

※用紙が不足する場合は、複写して使用すること。

(様式3)

令和 年 月 日

福井県ドクターヘリ運航業務委託に係る
企画提案に関する質問書

商号または名称

代表者

電話番号

担当者名

番 号	質 問 事 項

※用紙が不足する場合は、複写して使用すること。

※回答は、受審資格要件確認申請書の提出があった者（共同事業体で参加する場合は代表法人のみ）に対し、質問書に記載された連絡先に電子メールで適宜通知する。